

佐世保市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の人口減少対策及び市内法人等の人手不足解消のため、東京圏から本市への移住・定住を促進することを目的として、本市に移住し創業又は就業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

(2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち次に掲げる地域を含む市町村（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町を除いた区域をいう。

イ 過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

ロ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村

ハ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ニ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ホ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島

(3) 転入 佐世保市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入の届出をすることをいう。

(4) 同一世帯 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳において同一である世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、東京23区に居住し、又は通勤していた者が、本市に移住し、次の各号に掲げる要件のうち、申請時において、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件に該当する者（世帯での申請をする場合にあっては、当該各号に加え第6号の要件を満たす者）とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるイ、ロ及びハに該当すること。

イ 移住元に関する要件

次のいずれにも該当すること。ただし、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(i) 転入直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住（住所地において現に居住することをいう。以下同じ。）又は東京圏に居住し、雇用保険の被保険者、法人役員又は個人事業主として東京23区に通勤（以下「通勤」という。）していたこと。

(ii) 転入直前に連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏に居住し、東京23区内に通勤していたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入の3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

ロ 移住先に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(i) 平成31年4月26日以降に佐世保市に転入したこと。

(ii) 支援金の交付申請日において、転入後1年以内であること。

(iii) 支援金の交付申請日から5年以上、佐世保市に継続して居住する意思を有していること。

ハ その他の要件 次のいずれにも該当すること。

(i) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ii) 佐世保市税を滞納していないこと。

(iii) 転入後、やむを得ないと認められる場合を除き、町内会等に参加す

る意思を有していること。

(iv) その他市長が支援金の対象として不適当と認める者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合 次のいずれにも該当すること。

イ 勤務地が長崎県内に所在すること。

ロ 就業先が、長崎県が行う移住支援事業に係る移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ハ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。ただし、市長が適当と認める場合はこの限りではない。

ニ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ホ ロに規定する求人への応募日が、マッチングサイトにおいて当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。

ヘ 当該企業等に、支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ト 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次のいずれにも該当すること。

イ 勤務地が長崎県内に所在すること。

ロ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ハ 当該企業等に、支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ニ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ホ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次のいずれにも該当すること。

イ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

ロ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ハ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４） 関係人口に関する要件 次のいずれにも該当すること。

イ 転入時に 50 歳未満の者

ロ 本市と以下のいずれかに該当する関係性を有している者

- ・本市で出生した者
- ・本市において就学又は就労経験のある者
- ・本市に 2 年以上にわたりふるさと納税経験のある者
- ・本市の人、企業、団体等を応援している者（地域課題解決を応援する仕組みに参加していること）
- ・本市の学校・企業・NPO 等と関わりがある者（協働した事業実施や団体会員等になっていること）

ハ 農林水産業、家業等又は本市企業（正規雇用、会社経営、自営業等含む）に就業し、支援金の交付申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有している者

ニ 支援金の交付申請日から本市に 5 年以上定住する意思を有している者

ホ 町内会に加入し、地域コミュニティーに参画する意思を有している者

ヘ 西九州させば広域都市圏サポーターに登録している者

（５） 創業に関する要件

転入日から 1 年以内に長崎県が移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領（平成 31 年 4 月 26 日 31 地づ第 59 号）に基づき実施する創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受け、かつ、個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。

（６） 2 人以上世帯に関する要件 次のいずれにも該当すること。

イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

ロ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が支援金の交付申請日において、同一世帯に属していること。

ハ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、平成 31 年 4 月 26 日以後に転入したこと。

ニ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支援金の交付申請日にお

いて転入後 1 年以内であること。

（支援金の額）

第 4 条 支援金の額は、世帯での申請の場合にあつては 1 0 0 万円、単身での申請の場合にあつては 6 0 万円とする。なお、交付申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 1 8 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 1 8 歳未満の者一人につき 1 0 0 万円を加算する。

（交付申請）

第 5 条 支援金の交付を申請しようとする者は、佐世保市移住支援金交付申請書（様式第 1 号）に連帯保証人連署及び本人確認書類に加え、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 世帯での申請の場合

- イ 世帯員全員分の移住元の住民票の除票若しくは戸籍の附表の写し
- ロ 世帯員全員分の移住先の住民票の写し
- ハ 支援金の交付申請者の佐世保市税に係る滞納のない証明書
- ニ 別表に掲げる証明書類等
- ホ 連帯保証人の印鑑登録証明書並びに所得を証する書類

(2) 単身での申請の場合

- イ 移住元の住民票の除票若しくは戸籍の附表の写し
- ロ 移住先の住民票の写し
- ハ 佐世保市税に係る滞納のない証明書
- ニ 別表に掲げる証明書類等
- ホ 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得を証する書類

(3) 前 2 号に定めるもののほか、申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

2 前項に規定する連帯保証人は、独立して生計を営む者であつて、保証するに足る資力を有すると認められるものでなければならない。

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条に規定する交付申請があつた場合は、第 3 条に規定する要件について審査のうえ、支援金の交付の可否を決定するとともに、支援金の交付を適当と認めたときは、佐世保市移住支援金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第 7 条 前条の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、支援金の交付を

受けようとするときは、佐世保市移住支援金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第 8 条 第 3 条第 2 号の要件に係る受給者は、支援金の交付申請日から 1 年を経過する日の翌日から起算して 30 日以内に就業証明書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、氏名、住所、就労環境その他重要な事項に異動があった場合には、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 9 条 市長は、支援金の交付を受けた受給者が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事由に該当する場合においては、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があるものとして長崎県知事及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額取消事由

イ 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

ロ 交付申請日から 3 年を経過する日までに佐世保市から転出した場合

ハ 第 3 条第 2 号の要件に係る受給者について、交付申請日から 1 年を経過する日までに要件を満たす職を辞した場合

ニ 第 3 条第 5 号の要件に係る受給者について、同号に規定する創業支援事業に係る交付決定が取り消された場合

(2) 半額取消事由

交付申請日から 3 年を経過する日以後 5 年を経過する日までに佐世保市から転出した場合

2 前項第 1 号ロ又は第 2 号の事由について、長崎県が行う移住支援事業を実施する長崎県内の他の市町へ転出した場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の規定により取り消すべき交付決定額の 4 分の 1 に相当する額について、交付決定を取り消すものとする。ただし、この取扱いは、令和 6 年度以前に交付決定された者について適用し、令和 7 年度以降交付決定分には適用しない。

（実績報告等の省略）

第 10 条 規則第 11 条の実績報告及び規則第 12 条の補助金額の確定手続きは、規則第 19 条の規定により、省略するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 22 日から施行し、改正後の第 4 条の 18 歳未満の者に係る加算については、令和 4 年 4 月 1 日以降に転入した者から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条の 18 歳未満の者に係る加算については、令和 5 年 4 月 1 日以降に転入した者から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし同日までに交付が決定された助成金については、同日後もその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置

1 改正後の佐世保市移住支援金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に転入した者の申請に係る支援金から適用し、同日前に転入した者の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 10 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分	証明書类等
第 3 条第 1 号イただし書きに該当する者	東京 2 3 区内の大学等へ通学（入学年月日及び卒業年月日が記載されたもの）していたことを確認できる書類 （卒業（修了）証明書等）
第 3 条第 2 号に規定する要件に該当する者	就業証明書（様式第 4－1 号）
第 3 条第 3 号に規定する要件に該当する者	就業証明書（様式第 4－2 号）
第 3 条第 4 号に規定する要件に該当する者	就業証明書（様式第 4－3 号）及び第 3 条第 4 号の要件に該当することを確認できる書類
第 3 条第 5 号に規定する要件に該当する者	・創業支援金の交付決定通知書の写し ・個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区の企業等へ通勤していた雇用保険の被保険者	・雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し等 ・東京 2 3 区で通勤していた企業等が労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 2 2 条第 1 項の規定により交付した在勤地及び在勤期間が確認できる証明書
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人役員	登記簿謄本等、移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間が確認できる書類
東京 2 3 区外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた個人事業主	確定申告書の写し等、移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間が確認できる書類